6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付
⑶　入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　有
⑸　契約書作成の要否　要（本件は電子契約を推奨する。）
⑹　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑻　競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2⑵に掲げる競争参加資格の認定（再認定）を受けていない者も5⑶により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑼　電子入札システムの稼動時間は、休日を除く午前８時30分から午後８時まで。
⑽　障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。
電子入札ヘルプデスク　電話0570―021―777（ダイヤルイン）（平日のみ午前９時から午後５時30分まで（正午から午後１時までを除く。）。）
Mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
⑾　入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
⑿　第１回の入札において落札者が決定しない場合で再度入札に移行する場合の取扱い
①　電子入札による場合
再度入札の日時については、再入札通知書に記載して通知する。
②　紙入札による場合
再度入札の日時について、入札会場で口頭により知らせる。
⒀　本掲示に関して詳細不明な点については、5⑴に掲げる担当課に照会すること。
⒁　詳細は「入札説明書」による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nobuhiro Maeda, President of Metropolitan Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Renewal Work of traffic control system for Metropolitan Expressway
⑷　Time-limit for the submission of application forms for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 28 March 2022
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 30 P.M. 22 June 2022 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 21 June 2022) (Note that this may be subject to change)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, West Tokyo Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 2―16―3, Hirakawacho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―0093, TEL ＋81―(0)3―3264―8394

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請する。
ただし、本公示に係る令和４年４月１日以降の日付においては、財政法（昭和22年法律第34号）の定めによる繰越の承認がなされることを条件とする。
令和４年３月７日
独立行政法人製品評価技術基盤機構
理事長　長谷川史彦

◎調達機関番号　545　◎所在地番号　13
○第17号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　工事名　カーボンニュートラル促進のための国際標準・認証拠点整備事業一式
⑶　工事予定場所　大阪府大阪市住之江区南港北１丁目33番　大阪府大阪市住之江区南港北１丁目33番２（注１参照）
⑷　工事内容　本工事は、カーボンニュートラル促進のための国際標準・認証拠点整備事業の試験評価拠点の整備を行うものである。大型蓄電池システムの性能・安全性の試験評価設備一式、受変電設備（特別高圧又は高圧）、管理棟、その他付帯施設を新たに設置する。
⑸　竣工期限　令和５年３月31日
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事は、仕様書等に基づいた設計に関する技術を持つ施工者に、設計、施工及び工事監理を一括して発注する工事である。
2　参加資格
⑴　技術提案書の提出者は、以下の条件を満たしている単体企業又は当該者により構成された異工種建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
①　独立行政法人製品評価技術基盤機構の契約規程第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
②　単体企業は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領により、令和３・４年度「建築一式工事」の「A」の等級に格付けされている者であること。共同企業体の構成員は、競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領により、代表者にあっては「建築一式工事」若しくは「電気工事」の「A」の等級又は、担当する工事の区分に対応した工種の「A」の等級に格付けされている者であること。その他の構成員にあっては担当する工事の区分に対応した工種の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
なお、経済産業省競争参加資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。
③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再格付けを受けた者は除く。）でないこと。
④　共同企業体の構成員の数は、最大４者とする。
⑤　共同企業体の代表者は、出資比率又は担当する工事金額が構成員中最も高い者とすること。
⑥　本公示の日から技術提案書提出期限までの期間に独立行政法人製品評価技術基盤機構の契約に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑦　平成24年４月１日以降に特別高圧（電圧7,000V超過）による受変電設備新設の工事（工事種目についてシステム一式工事）を元請けとして施工した工事実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）。
⑧　平成24年４月１日以降に内容積2000立方メートル以上の耐爆性能を有する燃焼試験施設又は事業用施設を元請けとして施工した工事実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）。
⑵　単体企業又は共同企業体は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。
②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
③　単体企業又は共同企業体は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録又は同種工事の設計部門を有していること。